



火入れの際は、申請を行い
安全な火入れを実施しましょう



堤防法面は火入れ禁止



看板を損傷した例



未申請の火入れは禁止しています。
危険な火入れを防止しましょう。

工事資材を焼失した例



電柱支線を損傷した例



【禁止箇所】

●火入れは下記の箇所では禁止となっております。

1. 堤防法面（斜面）

※堤防が弱体化すること、また通信用ケーブルや堤防補強材等が埋設されている場合があるため堤防法面での火入れは禁止します。

2. 構造物（樋管やカメラ、電柱等）設置場所

3. 河川工事箇所

4. 都城市からの火入れ許可申請範囲外の箇所

火入れの際は、都城市に申請を行い、安全な火入れを実施しましょう。ご協力よろしくお願い致します。

※火入れによって構造物（電線・通信線・樋管等）を損傷した場合は復旧費を負担して頂く場合があります。



申請先：都城市森林保全課（TEL:23-2152）



堤防除草により発生する刈草の受け入れ先を募集します。

堤防の保全や、異常の早期発見を目的として、管理区間内の堤防の除草を年2回実施しています。
(1回目は6～9月頃、2回目は10～12月頃に実施)

堤防の除草により発生する刈草の有効活用を図るため、家畜の飼料や農作物の堆肥等へ利用される方を募集します。**刈草受け入れ地までの運搬は当方で行います。**

刈草の受け入れを希望される方は、**下記条件、留意点を確認の上**、下記問い合わせ先までご連絡ください。

- ・事前に申し込みが必要となります。
- ・刈草は転売や投棄はせず、受け取られた方で全量を使用してください。
- ・**1000m²以上**の広さの受け入れ地を確保できること。
- ・**2t車以上の車両での乗り入れが可能**な受け入れ地であること。
- ・刈草の受け入れ地が**民家に近接していない**こと。
- ・日頃より**受け入れ地での刈草の管理**をおこなえる方。
(何もせずに放置されると、火災や臭気等が発生する場合があります。)

※上記条件について**聞き取りや、現地確認等により確認**させていただいたうえで、**刈草の受け入れ先として決定**します。

《刈草の提供にあたっての留意点》

- ・ゴミ等が混在している場合があります。**分別は受け取られた方で対応**をお願いします。
- ・刈草の使用については、**受け取られた方の責任で使用**してください。
- ・刈草の梱包はできません。
- ・受け取り時期、数量、草の種類等、ご希望に添えない場合もあります。

《堤防除草の状況》



《問い合わせ先》

国土交通省 宮崎河川国道事務所 都城出張所 (電話番号) 0986-23-2947

※刈草の受け入れ先だけではなく、直接、堤防や高水敷から採草(除草して持ち出し)される方も募集しています。詳細については問い合わせ先までご連絡ください。